

令和2年度 新潟県立吉田高等学校1学年スキー教室
事業委託プロポーザル募集要領

1 事業概要

- (1) 業務名 令和2年度 新潟県立吉田高等学校1学年スキー教室委託
- (2) 事業の目的
本事業は、本校で実施する1学年スキー教室について、企画、準備、添乗及び必要な事務作業を安全かつ円滑に実施することで、その目的を達成するために行うものである。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和3年3月31日まで
- (4) 参加人数（予定）
129名（生徒120名、引率教諭9名）
- (5) 業務内容
別紙「令和2年度新潟県立吉田高等学校1学年スキー教室事業委託仕様書」のとおり
- (6) 生徒一人あたり35,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 新潟県内に本社又は支社（営業所又は事務所を含む）を置く者であること。
- (3) 旅行業法施行規則第1条の2第1項に規定する旅行業務の登録がされていること。
- (4) 過去5年以内に、高等学校及び中等教育学校に係わる研修旅行（修学旅行を含む）の受諾実績があること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

3 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

- (1) 参加申込
 - ア 別紙様式1「参加申込書」を提出すること
 - イ 申込期限：令和2年2月19日（水）
 - ウ 申込先：問合せ先と同じ
 - エ 方法：持参または郵送
- (2) 提案資格の確認の通知
参加申込みをした者全員に対し、令和2年2月21日（金）までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

4 募集要領についての質問及び回答

(1) 質問受付

ア 期限：令和2年2月25日（火）

イ 受付場所：問合せ先と同じ

ウ 方法：持参、郵送、ファックス又は電子メール（様式任意）

(2) 回答

ア 期日：令和2年2月26日（水）

イ 回答先：上記3により参加申込をした者全員

5 企画提案書の作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書（10部）

(ア) 「委託仕様書」を踏まえ記載すること。

(イ) 参加者は、複数の提案をすることはできない。

(ウ) 提出期限以降の企画提案書の差し替えまたは再提出は認めない。

(2) 提出期限

ア 期限：令和2年3月3日（火）

イ 提出先：問合せ先と同じ

ウ 方法：持参または郵送

6 審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める審査基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を特定する。

(2) 審査基準

審査基準項目	審査基準	配点
企画内容	・成果が期待される企画内容であるか ・創意工夫がなされ特色ある提案であるか	10
事業実績	・本業務に対して取組実績が豊富であるか	20
安 全	・緊急時の対応及び体制は十分であるか	10
経 費	・企画内容に対して妥当な経費内訳であるか	10

7 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書により通知する。

8 契約の締結

審査委員会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と委託契約の締結交渉を行う。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することになった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

9 問合せ先

〒959-0265

新潟県燕市吉田東町 16 番 1 号

新潟県立吉田高等学校 担当：圓谷 崇、鈴木 一行

TEL 0256-93-3225 FAX 0256-93-5455

10 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案の審査を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。
- (4) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者。
 - イ 記載すべき事項の一部又は全部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者。
 - ウ 期限後に提案書を提出した者
 - エ 見積限度額を超過した者。